

# 「みんな住マイル」改修補助金

3月9日(月)から受付開始

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773-6662

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

旧制度の「住宅リフォーム事業補助金」を使用した人も、この制度で補助金を使用することができます。

## 補助対象者（すべてに該当）

- 市内に住所がある（または令和2年度内に市内に在住することが確定している）
- 対象住宅の所有者か、所有者の2親等以内の親族
- 対象住宅に居住している（または居住することが確定している）
- 世帯員全員に市税の滞納がない

## 補助対象工事（すべてに該当）

- 補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事

※併用住宅は住居部分のみ対象（共用部分は面積按分）

- 市内業者による施工
- 令和3年2月26日(金)までに完了する工事
- 他制度の補助金の対象となっていない

## 補助額

- 子育て世帯（令和2年度に中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯）：15万円
- 一般世帯：10万円

## 受付期間

3月9日(月)～4月30日(木)

※予算額に達し次第、受付を終了

## 申込み

申請書（都市計画課、大和・塩沢市民センターに用意）に記入し、必要書類を添付し申請してください。

※納税状況を確認するため、専用の納税証明書が必要です

## 申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

## 注意事項

- 交付決定前に着手した工事は補助金の対象になりません
- ※ただし、異常少雪により事業者が早期に着手したい場合は、申請書と併せて交付決定前事業着手届を提出することで、申請した日から契約して工事に着手することができます
- 交付決定は、3月受付分を4月下旬、4月受付分を5月中旬に行う予定です
- 補助金申請時に住宅の全景、工事か所の着手前の写真が必要
- 令和元年度（平成31年度）にこの補助金を受けた人や住宅は対象となりません

## 補助対象工事の主な例

- 屋根のふき替えや塗装
- 外壁の修繕や塗装
- 壁紙、天井、床材などの張り替え
- 間取り変更、防音断熱工事
- 浴室、台所などの水回り改修
- ディスポーザーの設置工事
- 建具、畳、サッシなどの入れ替え
- LED照明器具の設置

## 補助対象外製品の主な例

- 家電製品  
（テレビ、エアコン、LED以外の照明器具など）
- 厨房製品  
（システムキッチン、流し台、換気扇）
- 衛生設備製品  
（ユニットバス、トイレ、給湯器など）
- その他設備製品  
（カーテン、ボイラーなど）

## 補助対象外工事の主な例

- 住宅と別棟の建物の工事
- 外構に関する工事
- 建物外部の下水道接続工事
- 井戸に関する工事

※工事内容で不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください